

千葉市告示第170号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年3月6日

千葉市長 神谷俊一

	医療機関名称	所在地	開設者	変更年月日
(診療所)				
	千葉メンタル クリニック	千葉市稲毛区稲毛東 1-18-7	山田 純子	令和5年3月1日
変更 後	菜の花メンタル クリニック	千葉市稲毛区稲毛東 1-18-7 3F		
(薬局)				
	みつわ薬局	千葉市若葉区若松町 531-252	さくら薬局株式会社 代表取締役 新井 勝	令和5年2月1日
変更 後	さくら薬局 千葉若松店			
	太陽薬局	千葉市若葉区 都賀の台 2-22-9	さくら薬局株式会社 代表取締役 新井 勝	令和5年2月1日
変更 後	さくら薬局 都賀の台店			